

警視庁検視規程

昭和33年12月24日

都公委規程第4号

警視庁の警察官は、変死者又は変死の疑いのある死体の検視にあつては、検視規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第3号）の定めるところによる。ただし、第3条中「警察本部長」とあるのは「主管部長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和34年1月1日から施行する。